

令和5年度 監査報告

令和6年6月19日

国立大学法人 山口大学

学長 谷澤幸生様

国立大学法人 山口大学

監事 土谷和義

監事 三石恭子

国立大学法人法第11条第6項に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務について監査を実施しましたので、以下のとおりご報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、当期の監査計画に従い、本法人の役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び各部局等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本法人におけるガバナンス体制及び内部統制システムの整備・運用の状況について、役員及び職員から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況についても確認しました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、決算報告書及び事業報告書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 本法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、特に指摘すべき事項は認められません。また、中期目標の着実な達成に向けた取組みも、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) ガバナンス体制及び内部統制システムの整備・運用の状況について、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表は、本法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を適正に示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算区分に従って決算の状況を適正に示しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、本法人の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (7) 会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上